

市政だより広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 市政だよりにおける広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に関しては、熊本市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 掲載する広告物は、熊本市広告事業掲載基準（平成18年3月30日施行）に適合するものでなければならない。

(広告の位置及び枠数等)

第3条 広告掲載を行う市政だよりにおける広告の位置及び枠数等は、市政だよりの目的を妨げない限度において、市が定めるものとする。

(広告物の製作及び経費負担)

第4条 広告物の原稿データの製作は、広告掲載者（要綱第3条第1項第4号に規定する広告掲載者をいう。以下同じ。）が経費を負担するものとし、広告掲載者は、市の定める仕様に従って制作し、提出するものとする。

(広告の承認等)

第5条 広告掲載者が、要綱第7条第1項の規定により、広告掲載をしようとするときは、市政だより広告掲載申請書（様式第1号）に、デザイン案等広告に関する資料を添え、提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、要綱第8条に規定する熊本市広告事業審査会において、広告内容を審査し掲載の承認又は不承認について、様式第2号により広告掲載者に通知するものとする。

(掲載しない広告の内容)

第6条 次の各号に定めるものについては、広告を掲載しないものとする。

- (1) 熊本市広告事業掲載基準第5条に規定するもの
- (2) 広告主の代表者等の写真を含むもの

(広告料金)

第7条 広告料金は、要綱第10条第2項の規定に基づき、入札により決定するものとする。

2 広告料金は四半期ごとの後納とする。

(広告内容の変更)

第8条 市は、第5条第2項の広告の承認後、事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第2条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲載者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告の承認の取消し)

第9条 要綱第16条に規定するもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載者が申請した広告の承認を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載に必要となる広告物の原稿が市の指定する期日までに提出されないとき。
- (2) 前条の規定による広告物の内容等の変更の求めに広告掲載者が応じないとき。
- (3) その他市が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告掲載者は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。その場合、直ちに新たな広告物の広告掲載申請書を提出し、承認を受けるものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年 1月15日から施行する。

附則

この要領は、平成24年12月25日から施行する。